

新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第18号

新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

第14条第1項の表第6条第1項の項及び第2項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。